

新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について

1 経緯

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の施行準備にあたって、町では新たに、教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料、保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料、保育認定（保育所）の保育短時間の保育料の3つを設定することになります。

平成26年度前半時点で国の公定価格に不確定要素が多く、また短期間で準備となることから、現在利用している利用者の負担が激変しないことを重視し、事務局案の検討を行いました。

2 意見照会結果

事務局案について意見照会を行ったところ、

- (1) 保育料が急に变化すると混乱を招く
- (2) 幼稚園と保育所の整合性はとるべき
- (3) 保育短時間について保育標準時間の98.3%に設定すると公平性を欠くとの意見が多かったです。

3 対応案

ご意見をふまえ検討を進めた結果、新制度導入時の利用者負担（保育料）については、

- (1) 教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費の町独自助成分を差し引いた額にする
- (2) 保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する
- (3) 保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に98.3%（国の定めた割合）をかけた額に設定する
の考え方で設定を行います。

11月に保育所募集案内に保育料（案）として掲載しますが、最終的には、予算編成を経て平成26年度末に決定されます。

4 残された課題

幼稚園と保育所の負担割合の是正、保育短時間の保育料の再設定を含めた利用者負担の見直しについては、次年度以降早急に取り組む予定です。見直しの際には、利用している保護者に対して十分な説明や意見聴取の機会を設定した上で検討を行う方向です。

葉山町における利用者負担額の案(概要)

新制度における利用者負担額の案(概要)についてお示しします。ここに記載されている利用者負担額については、現在検討中であり、今後、国からの指示等により変更される可能性もあります。

また、今後、町議会の議決を経て正式に決定されることも含まれています。今回は、あくまでも目安としてお示したものであることをご了承願います。

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定)

階層区分	利用者負担額(円)		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0	0	0
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	8,300	3,800	0
所得割課税額 77,100円以下	15,300	7,300	0
所得割課税額 211,200円以下	19,700	9,500	0
所得割課税額 211,201円以上	24,900	12,000	0

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定)

階層区分	利用者負担額(円)					
	保育標準時間			保育短時間		
	満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
生活保護世帯	0	0	0	検討中		
市町村民税非課税世帯	4,000	2,400	2,400			
所得割課税額 48,600円未満	7,300 ~ 10,600	5,500 ~ 8,600	5,500 ~ 8,600			
所得割課税額 97,000円未満	17,200 ~ 19,200	15,000 ~ 17,000	13,800 ~ 15,800			
所得割課税額 169,000円未満	31,800	29,000	27,600			
所得割課税額 301,000円未満	41,000 ~ 46,000	32,300 ~ 33,000	28,000 ~ 28,500			
所得割課税額 397,000円未満	59,400	33,600	29,200			
所得割課税額 397,000円以上	61,400	34,000	30,000			

保育認定(2号認定・3号認定)の場合、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

葉山町における利用者負担額の案(概要)

新制度における利用者負担額の案(概要)についてお示しします。ここに記載されている利用者負担額については、現在検討中であり、今後、国からの指示等により変更される可能性もあります。

また、今後、町議会の議決を経て正式に決定されることも含まれています。今回は、あくまでも目安としてお示したものであることをご了承願います。

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定)

階層区分	利用者負担額(円)		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0	0	0
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	8,300	3,800	0
所得割課税額 77,100円以下	15,300	7,300	0
所得割課税額 211,200円以下	19,700	9,500	0
所得割課税額 211,201円以上	24,900	12,000	0

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定)

階層区分	利用者負担額(円)					
	保育標準時間			保育短時間		
	満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	4,000	2,400	2,400	2,900	1,700	1,700
所得割課税額 48,600円未満	7,300 ~ 10,600	5,500 ~ 8,600	5,500 ~ 8,600	5,300 ~ 7,700	4,000 ~ 6,300	4,000 ~ 6,300
所得割課税額 97,000円未満	17,200 ~ 19,200	15,000 ~ 17,000	13,800 ~ 15,800	12,500 ~ 14,000	10,900 ~ 12,400	10,000 ~ 11,500
所得割課税額 169,000円未満	31,800	29,000	27,600	23,100	21,100	20,100
所得割課税額 301,000円未満	41,000 ~ 46,000	32,300 ~ 33,000	28,000 ~ 28,500	29,800 ~ 33,500	23,500 ~ 24,000	20,400 ~ 20,700
所得割課税額 397,000円未満	59,400	33,600	29,200	43,200	24,400	21,200
所得割課税額 397,000円以上	61,400	34,000	30,000	44,700	24,700	21,800

保育認定(2号認定・3号認定)の場合、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

葉山町における利用者負担額の案(概要)

新制度における利用者負担額の案(概要)についてお示しします。ここに記載されている利用者負担額については、現在検討中であり、今後、国からの指示等により変更される可能性もあります。

また、今後、町議会の議決を経て正式に決定されることも含まれています。今回は、あくまでも目安としてお示したものであることをご了承願います。

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定)

階層区分	利用者負担額(円)		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0	0	0
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	8,300	3,800	0
所得割課税額 77,100円以下	15,300	7,300	0
所得割課税額 211,200円以下	19,700	9,500	0
所得割課税額 211,201円以上	24,900	12,000	0

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定)

階層区分	利用者負担額(円)					
	保育標準時間			保育短時間		
	満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	4,000	2,400	2,400	3,900	2,300	2,300
所得割課税額 48,600円未満	7,300 ~ 10,600	5,500 ~ 8,600	5,500 ~ 8,600	7,100 ~ 10,400	5,400 ~ 8,400	5,400 ~ 8,400
所得割課税額 97,000円未満	17,200 ~ 19,200	15,000 ~ 17,000	13,800 ~ 15,800	16,900 ~ 18,800	14,700 ~ 16,700	13,500 ~ 15,500
所得割課税額 169,000円未満	31,800	29,000	27,600	31,200	28,500	27,100
所得割課税額 301,000円未満	41,000 ~ 46,000	32,300 ~ 33,000	28,000 ~ 28,500	40,300 ~ 45,200	31,700 ~ 32,400	27,500 ~ 28,000
所得割課税額 397,000円未満	59,400	33,600	29,200	58,300	33,000	28,700
所得割課税額 397,000円以上	61,400	34,000	30,000	60,300	33,400	29,400

保育認定(2号認定・3号認定)の場合、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。